

空き家解体費用補助金交付要綱

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、横須賀市補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内に所在する老朽空き家の解体工事に要する費用の一部を補助するための基準を定め、もって市民の安全な生活環境の維持及び住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において定める用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 老朽空き家 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項に定める基準に基づき、市職員が現地調査を行い、以下のアからウまでに掲げる評価点以上の住宅をいう。

ア 当該建物外壁面から隣地外壁面又は現状道路中心までの距離が3メートル未満の場合…80点以上

イ 当該建物外壁面から隣地外壁面又は現状道路中心までの距離が3メートル以上6メートル未満の場合…100点以上

ウ 当該建物外壁面から隣地外壁面又は現状道路中心までの距離が6メートル以上の場合…120点以上

(2) 市内施工事業者 市内に本店又は住所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく許可又は神奈川県において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に基づく登録を受けている法人又は個人事業者をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自己の所有し、又は管理する老朽空き家の解体工事を行う者（当該空き家の所有者から委任または承諾を受けている敷地所有者を含む。）であって、次の各号いずれにも該当するものとする。

(1) 市内施工業者に解体工事を発注すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6

号) 第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 法人その他の団体にあつては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱又は次に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けたものについては、同一敷地に存する空き家の解体工事でない場合を除き、補助金を交付しない。

(1) 旧耐震空き家解体補助金交付要綱(平成30年4月1日制定)

(2) 子育てファミリー等応援住宅バンク補助金交付要綱(平成27年4月1日制定)第3条第2号に掲げる補助事業のうち、建物を全部解体するもの(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、老朽空き家の解体工事に係る経費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

(1) 当該老朽空き家と同じ敷地に存する別棟車庫、別棟物置、離れ、浄化槽等の地下埋設物、塀、植栽等の移設、撤去又は除却に要する費用

(2) 当該老朽空き家内部の家具家財及び残置物の処分に要する費用

(3) 解体後に行う敷地の盛土、舗装及び柵、塀等の設置に要する費用

(4) 事務手数料及び登記等に要する費用

(補助対象外事業)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 解体工事により発生した廃棄物等を敷地内に残置する契約があるとき

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額から消費税額及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1に相当する額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。補助金は35万円を限度とする。

(申請期限及び申請書類)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業を実施する年度の1月25日(この日が土日祝日である場合は直前の平日)までに、次に掲げる書類を添えて市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(1) 老朽空き家の所有者又は管理者が確認できる書類(所有者から委任等を

受けて申請する場合はその証明書類)

- (2) 老朽空き家の位置図
- (3) 解体工事着手前の老朽空き家の現況写真
- (4) 解体工事の見積書の写し
- (5) 申請者の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別(以下「氏名等」という。)を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。
- (6) 法人その他の団体にあつては、当該団体の役員の氏名等を記載した一覧表
- (7) その他市長が必要と認める書類
(工事の着手制限)

第8条 補助金の交付決定を受ける前に、解体工事及び解体に伴う仮囲い等の仮設工事を着手してはならない。

(実績報告の期限及び書類)

第9条 補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があつた年度の3月15日(休日の場合は直前の平日)までに、次に掲げる文書を添えて市長に規則第10条に規定する実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 解体工事費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- (2) 解体工事の工程写真及び解体後の敷地の写真
(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。